

国総入企第62号
平成19・03・27中第4号
平成19年3月30日

建設業者団体の長あて

国土交通大臣

経済産業大臣

下請取引の適正化について

最近の我が国の経済は、消費に弱さが見られるものの、全体として見れば回復基調にあります。しかしながら、中小企業の景況については、業種や地域によって、回復の度合いにばらつきが見られ、全国の中小企業の多くは、いまだ景気回復を実感できない状況です。

このような状況の中で、建設業においては、建設投資の大幅な減少、過剰供給構造等を背景に価格競争が激化し下請業者においては、経営環境の変化に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、従来から、建設業の元請業者と下請業者における契約締結及び代金支払の適正化等については、建設業法（昭和24年法律第100号）等の運用に努めてきたところであります。

こうした中であって、先般2月に「成長力底上げ戦略」が取りまとめられ、中小企業底上げ戦略の一環として、下請取引の一層の適正化を推進することとされました。

つきましては、貴会におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日策定）及び「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成18年12月4日付け国土交通省総合政策局長通達）等を踏まえ

- ・ 明確な見積依頼書の提示及び適正な見積期間の設定遵守
- ・ 建設工事開始前の書面による契約の締結遵守
- ・ 不当に低い請負代金の禁止
- ・ 請負代金の支払の適正化
- ・ 割引困難な手形（長期手形）交付の禁止

等について、改めて傘下の建設業者に対し周知徹底方よろしく申し上げます。